

第 3 5 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 8 年 6 月 8 日（月）午後 1 時 3 0 分より、第 3 5 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

第 2 号報告 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

第 3 号報告 宇治市地域計画（案）に係る意見について

（出席委員）

2 番 徳田 明子	3 番 中林 和夫	4 番 藤井 武雄	5 番 山崎 省吾
6 番 井内 英樹	7 番 佐原 敏	8 番 中西 秀友	9 番 辻 四一郎
1 0 番 吉田 利一	1 1 番 今村 正喜		

（欠席委員）

1 番 欠員	1 2 番 小島 佳剛	1 3 番 清水 幹央	1 4 番 寺川 勝之
--------	-------------	-------------	-------------

（農地利用最適化推進委員）

中井 正樹	水谷 修	北村 嘉朗
-------	------	-------

（事務局）

塚本 局長	稲垣 次長	清水（囑託）	村田（囑託）	北岡（囑託）
-------	-------	--------	--------	--------

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。 本日の定例総会に小島委員、清水委員、寺川委員から欠席の届がなされております。 本日の定例総会は在任委員 1 3 名の内、出席委員は 1 0 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。 また、村田推進委員から欠席の連絡を受けております。 それでは、議事進行につきまして、吉田会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、ただ今から、第 3 5 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の議事録署名委員は、徳田委員、中林委員のお二人にお願いいたします。 現地調査委員につきましては、徳田委員と佐原委員のお二人でした。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。 それでは、はじめに「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」をご説明申し上げます。 本件については、譲渡人は高齢により耕作が困難となってきたため経営規模を縮小されることにより、また、譲受人は営農規模拡大のため、所有権を移転されるもので、水稻を栽培される予定です。 農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。 以上です。
議 長	続きまして、徳田委員より現地調査の報告をお願いします。
徳田委員	報告します。去る 5 月 2 5 日、事務局の案内で佐原委員と現地調査に行っていました。 番号 1 の槇島町・・・及び・・・の利用状況につきましては、現況は田で、き

議 長	れいに耕起済みでした。 以上です。 報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に「第 2 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第 2 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」一括して 5 件をご説明申し上げます。 まず、番号 1 につきましては、中間管理事業による利用権設定で、これまでの相対契約による利用権設定が中間管理事業による契約に変わるため新規扱いとなっておりますが、実質的には更新です。期間は継続して 5 年間で、野菜を栽培される予定です。 番号 2 につきましても、中間管理事業による利用権設定で、番号 1 と同じく、これまでの相対契約による利用権設定が中間管理事業による契約に変わるため新規扱いとなっており、手続きの滞りにより空白期間が生じましたが、実質的には更新です。期間は 5 年間で、水稻を栽培される予定です。 番号 3 につきましても、中間管理事業による利用権設定で、番号 2 と同じく、これまでの相対契約から変わるため新規扱いとなっており、手続きの滞りにより空白期間が生じましたが、実質的には更新です。期間は 3 年間で、水稻を栽培される予定です。 番号 4 につきましても、中間管理事業による利用権設定ですが、こちらは新規の賃借権の設定になります。期間は 5 年間、野菜を栽培される予定です。 番号 5 につきましては、中間管理事業の売買特例を活用した所有権移転で水稻を栽培される予定です。

	以上 5 件、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項第 2 号の全部効率利用要件及び常時従事要件については、問題が無いことを確認しております。 以上です。
議 長	続きまして、番号 1 から 4 について佐原委員より現地調査の報告をお願いします。
佐原委員	報告します。去る 5 月 25 日、事務局の案内で徳田委員と現地調査に行っていました。 番号 1 の槇島町・・・・の利用状況につきましては、現況は不耕起状態で、草が大半生えていました。槇島町・・・・及び・・の利用状況につきましては、現況は畑で、トウモロコシ、小芋、小松菜、ハウレンソウなどが作付けされていました。 番号 2 の槇島町・・・・の利用状況につきましては、耕起済みの田で、いつでも作付けできる状態でした。しかし、隣地が出っ張っている残地部分は草が生えておりました。おそらく、形からして機械が入りにくいのだと思います。 番号 3 の小倉町・・・・の利用状況につきましては、耕起済みの田でした。 番号 4 の伊勢田町・・・・の利用状況につきましては、耕起済みでした。現状は田ですが、畑にされるとのことで適正に管理されていました。 以上です。
議 長	続きまして、番号 5 について徳田委員より現地調査の報告をお願いします。
徳田委員	報告します。去る 5 月 25 日、事務局の案内で佐原委員と現地調査に行っていました。 番号 5 の槇島町・・・・の利用状況につきましては、現況は畑で、うすい豆が作付けされていましたが、収穫後の片付け作業中でした。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
水谷推進委員	番号 1 の地図番号 1 は砂地になっていますが、以前からずっと作付けされておりません。借人はきちんと営農されている方に違いありませんが、今後何か植える予定はあるのでしょうか。借りないといけないから保全管理されているんでし

	ようか。
次 長	別件で借受人と話した際に、当該地はなかなか状態が良くない土地で、作付けしてみたものの根が付かないので困っていると聞いたことがあります。有効活用の余地はありますが、水谷推進委員がおっしゃったように借受人は適正に農業されている方ですので、大きな問題にはならないと考えております。
水谷推進委員	要するに、保全管理ということですね。
次 長	はい。
議 長	いつもこの状態ですね。作付けしないなら、この農地だけ返還されないんでしょうか。狭いところですので自転車が通ったら作業もしづらいと思います。
佐原委員	セットでの貸借なのだと思います。車も端のところには止められそうな状態で、管理されており草もそんなに伸びているわけではありません。
中林委員	きれいにしているのなら、問題ないのではないのでしょうか。
次 長	保全管理のラインは守っていただいております。
議 長	確かに、雑草が繁茂しているわけではありません。
佐原委員	現地調査の際は、大体膝丈くらいの草でした。多分また機械を入れる予定だとは思いますが。
議 長	当該地はそんなに水はけが悪いんですか。
井内委員	畑地ですが、周りに田の水が入ったら何も植えられないようなところです。あの辺りは全部砂地のような状態ですので、余程地上げしないことには作付けが難しいと思います。
佐原委員	砂だとやはり、水がしみ込んでいきますよね。
中西委員	きちんと管理されているので周囲に迷惑は掛かっていません。管理が不十分なときは指導するとして、保全管理でも様子を見ないと仕方ないかと思います。

佐原委員	草だけでもちゃんとしてもらえたらと思います。
井内委員	当該地の土に合うものが植えられたらと思いますが、そんな作物もなかなかないと思います。
議 長	借人が借りる前は何か植えられていたんですか。
水谷推進委員	よく通る場所なので見ていましたが、借りられる前は砂場みたいな状態だったと思います。
井内委員	もともと、地上げして畑地にしないと使えない場所です。
議 長	荒らさずに保全管理されているので、良いでしょうか。 他にご意見等はございませんか。
	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第２号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、「意見なし」として回答することといたします。
	続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。
局 長	それでは、「第１号報告 農地法第４条の規定による届出の受理について」一括して３件をご説明申し上げます。
	番号１については、隣接農地並びに近隣農地の営農の際に使用する露天駐車場を整備するための転用で、雨水は自然浸透です。南側隣接農地との境界付近には畝があり、西側隣接農地との境界付近には既存コンクリート基礎並びに植栽が存在しています。
	番号２については、露天駐車場を整備するための転用で、雨水は碎石舗装による自然浸透です。隣接農地はありません。
	番号３については、住宅を建築するための転用ですが、平成２年に農地法を知らずに住宅建設されており、今日まで利用されてきています。届け出が遅れていたことから顛末書も併せて提出されています。雨水は隣接地を經由して南側水路へ排水されます。東側の一部が農地と隣接していますが、農地の方が約１ｍ高い

	ため、影響はございません。 いずれも、農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第3条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 続きまして「第2号報告 農地法第5条の規定による届出の受理について」をご説明申し上げます。 番号1につきましては、所有権の移転による転用で、露天駐車場を整備するためのものです。 2か所の当該地いずれも、雨水は砕石舗装による自然浸透で、隣接地との土地境界付近にコンクリートブロック及びフェンスを設置されます。 なお、下段の地図番号9の土地につきまして、一時使用の届け出が出ておりましたが、4月30日までに使用が終わったと5月11日に届け出があり農地に復元されていることを確認しています。 農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第10条第2項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 続きまして「第3号報告 宇治市地域計画（案）に係る意見について」をご説明申し上げます。 令和8年4月6日に開催された第34回全員協議会におきまして、地域計画の見直しに係る意見照会のうち、目標地図の将来の耕作者の変更につきましては、既に農地法第3条や利用権設定の議案として議決済みであることから、事務局長の専決処分として取り扱うことの下承を受けています。 主な変更理由は中間管理事業による権利の設定や所有権の移転、農地法第3条による権利の設定や所有権の移転であり、5月20日に「意見なし」として回答しております。 以上です。
議 長	事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。
中林委員	第1号報告の番号1について、進入路はどうなっていますか。
佐原委員	小さな橋の掛かった細い通路からではないでしょうか。台数分の広さはありそ

	うですが、かなり細いところなので行き来しづらそうだと思います。
次 長	計画書によりますと、北側から進入の予定となっております。
中西委員	車を手前に駐車したら、奥までは入りきらないですね。
次 長	おっしゃるように北側の道が非常に狭いです。間口としては、北側の接道部分が幅 15 m 以上あるので、そこを全部使うなら問題はないかと思います。
議 長	北側の宅地は潰されているんですよね。それなら問題ないかと思います。
佐原委員	宅地は潰されています。
議 長	当該地の南側に農地はありますか。
佐原委員	当該地とは別の所有者の畑が幾つかあります。
議 長	あの辺りにツタの絡んだ農小屋があったと思いますが、当該地のものでしょうか。
佐原委員	誰が所有している農小屋かは把握しておりません。当該地だけは草が生えていますが、南側の周辺農地はきちんと管理されています。
議 長	周囲に農地が残っていても、市街化区域の届出なので仕方ありませんね。
水谷推進委員	第 1 報告の番号 2 と第 2 号報告の地図番号 8 及び 9 について、この地域で新たな駐車場の需要あるようには思えませんが、転用目的は駐車場なんですね。
中西委員	第 1 号報告の番号 2 は、どこにも入る場所がありません。近隣の施設にしか売れないと思います。もともと、南側にある駐車場を通らないと入れない袋地でした。
次 長	手前の駐車場の拡張という位置付けになるかと思われます。
中西委員	第 2 号報告の地図番号 9 については一時使用されていましたが、その後、見切りを修復されていませんよね。そこは修復するという約束だったと思いますが、

	そのまま法面を砕石で作って続行されています。
次 長	写真で確認したところ、大分奥行きがあるため一旦復旧されていると判断いたしました。
中西委員	長さ 10 m はなかったはずですが、上の方から映り込まない位置で写真を撮っているのだと思います。そのまま転用が続行するので仕方ないかと思う部分もありますが、約束と違うとは感じました。
次 長	前回の件がありましたので、一旦復旧要りますよと注文は付けていたのですが、申し訳ございません。
中西委員	一週間ほどで転用が継続されているので、仕方ないとは思っています。地図番号 5、6 及び 7 について、進入路はどうなっていますか。
次 長	地図番号 5 の西側から進入する計画となっております。
中西委員	あの辺りから乗り入れできるでしょうか。アスファルト舗装の側には段差があります。
次 長	計画ではそのようになっています。確かに、少し下がっておりますね。
中西委員	南側隣接地の擁壁は 5 m ほどの高さがあります。当該地と北側の宅地との間には 40 m ほどの長さの駐車場があり、そこの段差も 2、3 m ほどあったはずで す。東側は自転車置場になっています。 道路との間にフェンスはされていましたか。
次 長	道路の位置は、北西側に行くと、南側と比べて大分低くなっております。現状はフェンスがされています。
水谷推進委員	いずれにしろ届出をされて、トラロープを張るということですよ。とりあえず一旦駐車場になるかどうか、見ておかないといけません。駐車場にきちんとならなかったら、不作為ということになりますよね。
次 長	届出であっても転用は転用ですので、おっしゃる通りです。

中西委員	地上げした方が早いですね。
次 長	全体を地上げするには大分面積がありますね。
中西委員	隣接する駐車場との高さは2.5mくらいの差だと思います。
水谷推進委員	どちらにしても、届出どおりに進んでいるかどうか注視していくしかありません。
次 長	詳しい図面はないですが、スロープの勾配から考えると、1m50cmくらい敷地全体が下がっているような形です。2.5m程度の大分長いスロープが計画されています。
中西委員	当該地の北側の土地にスロープを付けるんですか。
次 長	当該地の内側にスロープを付ける計画です。敷地の中にスロープをつけて、平場に駐車場所という計画です。どうしても水が入ってくる位置ではあります。
議 長	3,000㎡を超えていますが、農業会議に諮る必要はないんですよね。
次 長	市街化は届出だけです。農業会議への諮問は許可申請だけです。
議 長	荒廃農地にはなっていなかったんですね。
中林委員	3年前までは管理されていて、ここ2、3年ほどでキリン草等が生えてきていました。
中西委員	現在はきれいに草刈りされています。
議 長	他にご意見等はありませんか。
	なしの声
議 長	ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。 なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていた

	だきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。
--	--

(午後2時12分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____